

北九州市宿泊税条例をここに公布する。

北九州市長 北橋健治

北九州市宿泊税条例

(宿泊税)

第1条 市は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊施設 次に掲げる施設又は住宅をいう。

ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設

イ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第4項に規定する認定事業に係る施設

ウ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

(2) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。

(3) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(税率)

第4条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき150円とする。

(税額の端数計算)

第5条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。第17条において「令」という。)第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(減免)

第6条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。

2 前項の規定による宿泊税の減免を受けようとする者が行うべき手続その他宿泊税の減免について必要な事項は、市長が別に定める。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第9条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

- (4) 経営を開始する予定年月日(申告書を提出した日において既に経営を開始している場合にあつては、経営を開始した年月日)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定により申告書を提出した者は、前項各号に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
 - 3 第1項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書に係る宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の経営を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 5 第1項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (納税管理人)

第10条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、市内に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に規則で定める様式による申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうち納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて規則で定める様式による申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他当該申告書又は当該申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市内に住所等を有しない特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に規則で定める様式による申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第11条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(申告納入)

第12条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、宿泊税額その他市長が別に定める必要な事項を記載した規則で定める様式による納入申告書を市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、規則で定める様式による申請書に当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 市長は、第1項の規定による申請があつた場合には、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、当該申請があつた日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(不足金額等の納入)

第14条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第7項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額(更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。)又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第12条第1項又は第2項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項及び次条において同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

(納期限後に納入する宿泊税の延滞金)

第15条 特別徴収義務者は、第12条第1項又は第2項に規定する納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第16条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて別に定める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて別に定める書類

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第17条 宿泊税は、令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第18条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の定めるところによる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第16条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者

(3) 第16条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第16条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(準備行為)

3 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の公布の日において現に宿泊施設を営んでいる者又は同日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、施行日の前日までに、第9条第1項の規定の例により申告書を市長に提出しなければならない。

5 施行日から施行日から起算して5日を経過する日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、施行日の前日までに、第9条第1項の規定にかかわらず、同項の規定の例により申告書を市長に提出しなければならない。

6 前2項の規定により申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(賦課徴収の方法の特例)

7 市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、福岡県宿泊税条例(令和元年福岡県条例第21号)の規定により福岡県が課する宿泊税(以下この項及び次項において「県宿泊税」という。)がある場合は、法第20条の3第1項ただし書第2号の規定に基づき、県宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(県宿泊税に係る督促、滞納処分等)

8 市長は、県宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(延滞金の割合の特例)

9 当分の間、第14条第2項及び第15条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(検討)

- 10 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。